

(表紙)

番号

一般
特定 建設業許可申請書

(郵便番号)

--	--	--	--	--	--	--

主たる営業所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

—

—

書類作成代行者 連絡先記入欄

行政書士名又は行政書士法人名

(担当者名

)

許可申請（更新を含む）に必要な法定様式以外の添付書類

個人事業主本人、別紙一（役員等の一覧表）及び様式第11号（令第3条使用人一覧表）に記載した方全て（顧問、相談役、株主等、常勤役員等を直接に補佐する者は除く）について欠格要件に該当しないことが確認できる以下の（1）及び（2）の証明書（両方の証明書が必要）※申請書正本には証明書の原本を添付し副本には写しを添付

（1）後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）【申請時3か月以内】

各法務局・地方法務局（本局）戸籍課発行の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書

（2）身元（身分）証明書【申請時3か月以内】

本籍地の市区町村役場発行のA及びBのことが記載された証明書

A 成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨（禁治産者、準禁治産者でないと表示されま

I 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないものに該当しない旨

※ 外国人住民の方は、（2）の証明書に代え住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍）などが確認できるものを提示

※ （1）及び（2）Aの内容が示された証明書を提出できない方については、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出

許可申請（更新を含む）時に必要な確認書類

① 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等に該当する方について、常勤性が確認できる書類【提示】

以下の⑦から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。（申請時直近のもの）

⑦ 健康保険・厚生年金標準報酬額決定通知書又は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相

当額のお知らせ【写し】

⑧ 住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）【写し】

⑨ 所得証明書（市区町村発行のもの）【原本】＋源泉徴収票【写し】

※ 個人事業主本人については、上記確認資料は不要です。

ただし、経營業務の管理責任者等や営業所技術者等が個人事業主本人と異なる場合は、それらの方について常勤性を確認する資料が必要となります。

※上記確認資料を提示できない場合は建設業許可申請の手引（申請手続編）22ページをご覧ください。

※ 住所（居所）が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料を求めることがあります。

② 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）の原本【申請時3か月以内】【提出または提示】

※ 個人事業主で支配人登記をしている（令第3条の使用人）場合は、登記事項証明書が必要です。

※ 個人事業主については、住民基本台帳ネットワークシステムまたは住民票（原本提示）により確認します。

※ 個人事業主が外国人住民の場合は、住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの）が必要（原本提示）です。

③ 営業所（主たる営業所を含む）の使用状況の確認できる書類（般・特新規申請、業種追加申請で営業所の新設を伴わない場合及び更新申請は不要）【提出】

営業所の写真【直近3か月以内に撮影したもの】ア～エ

ア 営業所の外観（建物の全景がわかるもの）

※ 事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示（テナント表示がない場合は、

商号が判読できる集合郵便受け）写したものも必要

イ 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの

ウ 営業所の内部（建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの）

エ 建設業法第40条に規定する標識の写真（許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの）

※ 写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載

※ 写真を貼付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載（例：自己所有、賃貸借等）

④ 健康保険等の加入状況が確認できる資料【提出】

【雇用保険】【申請時直近】

「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控えの写し）及びア～ウのいずれか

ア 保険料の納入に係る「納付書・領収証書」（写し）

イ 領収済通知書（写し）

ウ 「納付済額証明書」（原本）

※ 労働保険事務組合に加入している場合は、労働保険番号が記載されている「納入通知書」（写し）及び領収書（写し）

【健康保険、厚生年金保険】【申請時3か月以内】

「納入告知書 納付書、領収証書」（写し）「保険納入告知額・領収済通知書」（写し）または「納入証明書」（原本）

※ 組合管掌健康保険に加入の場合は、健康保険について、健康保険組合発行の保険料領収証書（写し）及び

厚生年金保険について、上記のいずれか（写し）

※ 国民健康保険（建設国保等）に加入の場合は、厚生年金保険について、上記のいずれか（写し）

（愛知県知事許可業者用）